

消教推第582号
令和3年12月16日

各省庁等消費者行政担当部局長 殿

消費者庁次長
(公印省略)

令和4年度「消費者月間」統一テーマについて（通知）

平素から消費者行政の推進に当たり格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昭和63年以降、毎年5月を「消費者月間」とし、消費者、事業者、行政が一体となって、消費者問題に関する啓発・教育等の事業を集中的に行ってまいりました。消費者庁では、令和4年度消費者月間の統一テーマとして、「考えよう！大人になるとできること、気を付けること～18歳から大人に～」を掲げ、各種の関連事業に取り組むこととしております。

2022年4月1日から成年年齢は18歳になり、「18歳から大人」になります。大人になると、例えば住宅賃貸やクレジットカード等の契約を一人でできるようになると同時に、一度結んだ契約は簡単には取り消せなくなります。できることが増える分、責任も生じることとなります。消費者トラブルに巻き込まれないよう、契約は慎重に行い、「だまされない消費者」になることが重要です。

また、自分の消費が社会や世界とつながっており、未来や他者のための行動が最終的により良い社会の形成につながります。これを踏まえ、「今だけ」「ここだけ」「自分だけ」の消費行動から転換し、人や社会、地域などにも配慮した「自分で考える消費者」になることが必要です。

そこで、このようなことについて、周囲の大人も含め、改めて考えるとともに、自分事として捉え、実践につなげるきっかけとなるよう令和4年度の消費者月

間においては、「考えよう！大人になるとできること、気を付けること～18歳から大人に～」を統一テーマといたしました。

つきましては、貴省庁等におかれましても、上記の趣旨を御理解いただき、消費者月間における積極的な事業の実施を御検討いただきたく、お願い申し上げます。

例えば、貴省庁等において実施を検討されている国民向けイベント、キャンペーンなどがございましたら、是非、消費者庁としても、相乗効果が期待できるような連携を実施させていただきたいと考えております。

また、貴職におかれましては、関係部局及び関係団体等に対して、本依頼の内容を御周知いただきますよう、併せてお願い申し上げます。

- ポスターのお申込みは、下記のURLにて受け付けておりますので、**2月18日（金）午後5時まで**にお申し込みいただきますようお願いいたします。

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/public_awareness/gekkan/2022/